

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2013年1月30日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
1 東京	支那センター 支那センター 支那センター	●新規登録弁護士集合研修(2日間) ●選択必修研修(弁護士研修センターが指定する研修講座を3項目以上受講する。) ●倫理研修 ●個別研修(一般法律相談・被疑者弁護又は被告入弁護) ●全務研修(各種委員会研修員として1年間参加)	●刑事訴訟委員会 ●被疑者国選弁護作成及び受任後のメーリングリスト(登録者間ML等)を利用した同委員会委員を中心とした相談体制の構築をとっている。		●若手弁護士会の活動について ●会報の提供 ●委員会の諸活動への参加を呼びかけている。	●新規登録弁護士研修に基づく研修の内容変更について 従来の「選択必修項目」を、「クラス別研修制度」に変更する。 【新規登録弁護士向けクラス別研修の概要】 ①新規登録弁護士20名及び指導担当の世話人(担任及び副担任)で1クラスを構成する。 ②担任には登録5～10年目の委員が、副担任には登録11年目以上のキャリアを有する委員が就任し、相談しながらクラス運営と並行しての進行を行う。 ③進行方法は、メンバーによる自主運営方式を前提として、全員が参加可能となるようセミ方式とする。 ④クラス別研修を全7回開催し、うち3回の出席を義務とする。 ●指導委託弁護士制度等の創設・実施の内容変更について ①チャーター制度 について、取組みを終了した。 ②浦田法律相談センターにおける若手支援制度 について、早期独立弁護士が自身の業務処理について登録のある弁護士に相談出来る環境に恵まれない状況にあることを鑑み、若手委員の業務を支援することを目的とし、2012年10月1日に浦田センターを開設しました。 【浦田法律相談センターにおける若手支援制度の概要】 ①浦田センター内に無線LAN等が自由に利用できる若手専用の執務室を設けることにより、若手の良好な執務環境を確保します。 ②法律相談の面談技術等を学ぶ機会を提供を目的とし、先輩弁護士の法律相談への参加及び電話ガイドのモニタリングを可能とします。 ③上記②で導入した面談相談又は直接受任となった場合や、電話ガイドから面談相談又は面談相談を経て直接受任となった場合は、相談担当弁護士又は電話ガイド担当弁護士と共同で事件処理を可能とすることにより、OJTの場を提供します。	●「若手相談室」(新進会員活動委員会が運営) この相談室では登録後5年以上の会員を対象に、事務所内の人間関係のトラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど弁護士業務に付随して生じる様々な悩み事と同じく登録5年以内の同委員会委員が相談にのる。 相談方法はメールで相談を受け付け、同委員会委員が決定した相談担当者2名が面談を行い、アドバイスや関係機関の紹介などを行う。 ●会員サポート窓口(会員サポート窓口運営協議会が運営) この窓口は、若手委員のみならず全委員対象。原則として1回の助言で解決できる事項を対象とし、業務に関して生じた問題等につき、助言をすする。	
2 第一東京	弁護士就職 情報センター 運営委員会	●新規登録弁護士研修と 先的に割り当て、早期に 国選弁護事件が受任でき るよう検討中。 ●班制度 同期関係の構築を目的とし、新規登録弁護士を5つの班に分け、班ごとに勉強会や懇親会等を開催している。また、班長は5人の副会長が担当し、相談等に応じるようにしている。				●2011年10月より、指導担当弁護士との共同受任によるOJTを受けられるようにする「指導担当弁護士制度」を立ち上げた。 ●同月には、中野区野方にある当会物件を活用して「はなさき記念館」を建設。新人弁護士のための法律事務所を7区画設けており、同館の入り面から面談室を設けた。 ●当会が運営する新宿法律相談センターを利用して、相談担当弁護士に新人弁護士が同席、共同相談(必要に応じて共同受任等)をおこなうOJTの試行が行われている。	●新人サポーター個別相談 (新人からの個別の相談用メールアドレスを設置し、メーリングリストでの協議にまじまない相談に対し、担当サポーターメンバー2名が面談等をして対応する。) ●事業検討会・交流会 新人委員とサポーターメンバーとの勉強会(事業検討会)を行っている。 サポーターメンバーが実際に扱った事件を簡易に報告し、新人と意見交換をする。報告の主目的は、具体的な事業の成功ポイント、失敗ポイントを紹介して、新人委員が即座に使える事件処理のノウハウ、証拠収集のノウハウ、あるいは依頼者との関係の作り方のノウハウを提供する予定。 ●交流会(懇親会)を行い、新人弁護士の現状に関する直接の情報を得る機会を設ける予定。 ●会費の減額(新人委員の会費を減額)	
3 第二東京	新人サポーター センター	●第二東京弁護士会の新規登録弁護士研修指導要領に基づいた研修。	●新人サポーターセンター メーリングリストで業務・事件処理・事務運営に関する助言を行っている。現在30名以上の若手委員がメーリングリストに参加しており、具体的な事件処理の方法、証拠収集(情報収集)の方法等について、活発なやりとりがなされている。	●登録1年目の委員は新人研修の1つとして必ず1つの委員会の委員又は幹事となることと義務づけている。各委員会ではその委員会で行う法律相談やシンポジウムに積極的に参加し、新人弁護士を立ち上げられるようになっている。	●2011年10月より、指導担当弁護士との共同受任によるOJTを受けられるようにする「指導担当弁護士制度」を立ち上げた。 ●同月には、中野区野方にある当会物件を活用して「はなさき記念館」を建設。新人弁護士のための法律事務所を7区画設けており、同館の入り面から面談室を設けた。 ●当会が運営する新宿法律相談センターを利用して、相談担当弁護士に新人弁護士が同席、共同相談(必要に応じて共同受任等)をおこなうOJTの試行が行われている。			

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

2013年1月30日時点

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	ミーティングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の開設・実施	相談会の実施	その他
4 横浜	就業問題対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●各種研修の実施 ①必修集合研修(倫理研修を含む)→刑事弁護、法律相談ガイダンスなど ②連続集合研修(全7回)→不動産問題、相続、遺言問題など ③個別研修→法律相談、総合相談、多重債務相談、離婚相談、相続相談のいずれかについて2回(6件) ④会務研修→当委員会への出席。3回以上の出席が必要。 ⑤行事への参加→当会、日弁連の行事に積極的に参加すること。 			<ul style="list-style-type: none"> ●就業問題対策委員会が即独相談会を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●若手会育成支援委員会でチューターを選任し、若手の支援にあたりている。 	有り	<ul style="list-style-type: none"> ●即時・早期独立弁護士は、個別事件に関しても「会員サポート窓口」にて相談できることとした。
5 埼玉	チューター制度運営委員会、研修委員会、刑弁センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●研修委員会において実施予定(H25.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●チューター制度運営委員会において新入用のMLを開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●チューター制度運営委員会において実施予定(H25.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ①チューター制度運営委員会において、1年間(毎年2月～1月)、新人を約10名ごとの班に分け、各班ごとに4名チューターを配し、年4～6回程度の研修・懇親会を開催し、MLを開設するなど、新人の支援に当たっている(チューターは毎年公募)。 ②刑事弁護センター運営委員会において、即独弁護士については指導担当弁護士を一定期間選任するなどのフォローを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特になし(なお、上記チューター制度の施行がH24.2～) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種法律相談担当者名簿や当番・国選名簿への登録にあたり、それぞれ研修受講が要件となり、新人にとって恰好の研修の場となっている。 	
6 千葉県	新人弁護士等支援委員会		<ul style="list-style-type: none"> ●メーリングリスト「千葉新人質問箱ML」 		<ul style="list-style-type: none"> ●研修委員会が、新入会員に対し研修を実施(2日間、但し即独の有無にかかわらず)。 ●裁判所書記官を講師として、民事、家事、保全等の研修を実施(2日間、但し、即独の有無にかかわらず)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●即独弁護士に対して指導担当弁護士をつけて、適時相談できるようにしている(期間1年間)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修委員会が、新入会員に対し研修を実施(2日間、但し即独の有無にかかわらず)。 ●裁判所書記官を講師として、民事、家事、保全等の研修を実施(2日間、但し、即独の有無にかかわらず)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●法律相談担当、国選登録等の早期化。 ●司法修習修了後1年未満の会員の会費を1年間半額に減額。
7 茨城県		<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録弁護士への研修制度を短期化 						
8 栃木県								

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

2013年1月30日時点

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
群馬	研修委員会	●検討中			●新6ヵ月新規登録弁護士より実施予定。	●「即独サポート制度」を作り、即独者1名につき、会員2名をサポート担当とする制度を創設した(詳細は検討中)。		
静岡県								
山梨県								
長野県						●2012年12月1日からチューター制度を実施。		
新潟県	短期独立弁護士支援協同委員会(平成22年4月をめぐりに設置予定)		●メーリングリスト開設を検討予定	●短期独立弁護士を対象とする倫理研修を実施することを検討中	●短期独立弁護士に対する指導を他の会員へ委託することを検討中	●短期独立弁護士に対する指導委託に関する規則の制定。 ●即独・早期独立弁護士に対する支援規則の制定。	●短期独立弁護士を対象とする相談窓口を設置することを検討中	
大阪	司法修習生及び弁護士就職支援に関する特別委員会		●メーリングリストで事件受任後の法律事務の処理などについての助言、意見交換を行っている。			●新規登録後1年未満の新人独立弁護士が会長から委託を受けた支援弁護士による指導を最長6ヶ月間受けられる。支援担当弁護士は過去に修習期間中、最大週に5日程度支援担当弁護士の事務所で指導を受けることができ、自分の個人事件についての質問や支援担当弁護士の事件の共同受任が可能。但し、支援担当弁護士は無償の公益活動。新人独立弁護士への報酬支払は義務としない。 ●入会式後日、新人独立弁護士等を対象に、当会の支援制度を紹介する説明会を開催している。	●入会にあたっての支援として、会費負担金会費を納めることになっているが、これまでの一括納入及び2回分割納付の他に1年目は猶予、2年目からは分割納付を認めている。 ●図書館の入口付近に新人独立弁護士に有用・有益な図書を開架している。	
京都	新規登録弁護士への受入に関するワーキングチーム		●独立相談メーリングリスト(独立に際し知っておくべき知識・情報の提供、研修等についての情報提供)				●早期独立者支援ガイドラインの開催につき、実績あり。	
兵庫県	研修委員会 弁護士業務委員会	●新規登録弁護士研修 (①集合研修②個別研修 ③会務研修)※即独立に 限らない		●新規登録弁護士研修の内 容以外の事件等の処理について、相談窓口を設置。				
奈良								
滋賀	現在は設けていないが、今後増加すれば組織の設置を検討する。	本会の新規登録弁護士研修指導に基づいた研修を検討中。				指導担当弁護士を定め、マンツーマンで指導・助言にあたる指導委託弁護士制度の実施。		
和歌山	研修委員会(即時・早期独立弁護士支援協同委員会(12/20設置予定))	●新規登録弁護士研修(①集合研修②個別研修③会務研修)※即時・早期独立に 限らない				●指導担当弁護士を委員会が指名(即時・早期独立弁護士の場合のみ)し、個別研修において指導する。 ●チューター制度の創設(対象者(当入会時点で登録後1年未満の者)で、他の法律事務所(所属しない会員)からチューター制度利用申込みがあれば、委員会が2名のチューターを選出し、チューター選任後最大1年間、助言・指導を行う)。	●チューター2名のうち、1名は新規登録弁護士の指導担当弁護士をチューターとすることが可能	

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2013年1月30日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委員弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
20 愛知県	若手会 成支援特別 委員会及び 研修センター 運営委員会	●新規登録弁護士研修規程並びに新規登録弁護士研修実施規則に基づく研修を実施している①集合研修、②個別研修(法律相談研修、刑事弁護研修(事件を2件以上受任した上で、経験交流会に出席する)、少年付添人研修(事件を1件以上受任した上で、経験交流会に出席する)、③安否研修から構成されている。 ●「集合研修」には、必修科目と選択必修科目があり、毎月1月下旬から2月上旬に「第1回集合研修(弁護士自治等の必修科目)」、7月頃に「第2回集合研修(選択必修科目)」、10月頃に「第3回集合研修(選択必修科目+経験交流会)」が実施される。会務研修は、委員会1つ以上に所属し、本会総会、中井連大芸、定期総会、人權擁護大会のうち1つ以上に参加し、報告書を提出することとされている。	●業務依頼メーリングリストによる事件受任、刑事弁護・消費者問題MLによる情報交換が可能。 ●その他各委員会がメーリングリストを設置。		●委員会を通じた支援	●会長から委嘱された新人会員を支援する弁護士(チューター)が当会に弁護士として初めて登録した新人会員(ただし弁護士・裁判官の業務経験を1年以上経過後のものを除く)を10名程度に分けたグループの担当となり、原則として1年間、新人会員が主体となって開催する勉強会および懇談会に出席し、もって新人会員相互間及びチューターとの交流を図り、弁護士としての業務遂行に必要な能力・資質の涵養および安否等の情報交換の場とする。 ●各グループ毎にメーリングリストを作成している。 ●弁護士登録6か月未満の弁護士で、既存の法律事務所に所属せずに独立したものと及び既存の法律事務所へ所属した後に独立したもの(裁判官又は検察官を選官した後、弁護士登録した者を除く)は、支援担当弁護士の法律事務所に出向き、支援担当弁護士の指導の下、法律相談、事件処理等を行う。指導日及び指導時間は、1日5時間、週5日を越えないものとされている。支援担当弁護士による指導は、無償である。新人独立弁護士からは、報酬を請求できないとされている。		●会長から委嘱された相談員が弁護士としての登録5年以内の委員の職務及び業務に關して生じた問題について相談に応じるサポート窓口制度が実施されている。
21 三重		●経験1年未満の会員に対し、集合研修、会務研修、指導担当弁護士による個別研修を実施。 ●研修委員会で指導担当弁護士を選任可。	●新規登録弁護士や新規登録PTの委員が参加するメーリングリスト(若手弁護士が気軽に質問できる。)		●委員会活動や個別の弁護士による一般的支援。			●新規登録後一定期間の弁護士に対する会費の減免について検討中。
22 岐阜県	研修委員会	●会務研修などがあるが、特に独自のものは無い。	●全員参加型のメーリングリストあり。	●即独者を対象にしたものは無い。	●研修委員会により、登録2年目・3年目・4年目・5年目の懇親を各んだ研修を行う。ただし、任意参加であり、即独には限定してない。 また、刑事弁護委員会によるチューター制度により、回選弁護士について最低1件について、指導を行うようになっている。			●なし
23 福井	特になし							●当会では、現在のところ、新人と即独を特に区別をしていない。
24 金沢								●新規登録指導担当弁護士制度
25 富山県								●新人向けガイダンス、民事法律扶助、各種弁護士選任制度についての研修の実施。 ●日弁連特別研修の研修(サポート費用支援(若手会員限定。))。 ●日弁連による判例研究会、メーリングリスト。

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

2013年1月30日時点

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
26 広島								
27 山口県		●新人弁護士研修ガイドラインに基づき、2月の新人会員登録オリエンテーション、他、各委員会等の主催で各種研修を実施している。	●新人弁護士メーリングリストでは、4年目程度までの会員の希望者が加入でき、質問を行えば、各員会の委員兼クラスの回答担当員が回答を速やかに行うことになっている。		●就職会の担当弁護士が相談にあつた状況である。	●チューター制度あり。対象者は、新人弁護士であつて(原則、法曹経験3年未満の者に限る。)、即独、早期独立、または、委員会が相当と認められた者が希望した者につけることとしている。		
28 岡山	新規登録弁護士等対応委員会		●独立相談メーリングリストを設置。	●個別相談窓口を設置	●即時早期独立開業弁護士のうち希望者に対して個別指導弁護士を選任するチューター制度を設置。			
29 鳥取県							●研修委員会による、新規登録弁護士を対象とした刑事弁護説明会を実施。	
30 島根県	新規登録弁護士支援PT研修委員会	●新規に登録した会員の研修を、1月頃に新入会員研修として実施(即独の有無にかかわらず)。 ●日弁連の研修ガイドラインにそつて個別研修の必須項目と会務研修を実施。		●当番弁護、被疑者国選弁護、弁護士会主催の法律相談センター担当の割り当てについての配慮(即独の有無にかかわらず)。	●勤務弁護士の場合は所属する事務所の会員が指導・サポートを行うが、即独弁護士に対しては指導委託を実施しサポートしている。		●司法修習生の修習を終えて入会した、修習が終わつてから満3年を経過しない会員については会費を半額としている(即独の有無にかかわらず)。	
31 福岡県	研修委員会 新人研修PT	●新規登録弁護士研修指導要領に基づいた研修を実施。		●即時・早期独立メーリングリストを作成。	●主任及び個別指導弁護士制度を創設。			
32 佐賀県		●新入会員研修(1~2日)		●各委員会が、新入会員向け研修を随時実施。	●独立しない早期独立の弁護士に対し、中堅以上の弁護士2名を指導担当弁護士として指名し、事件処理、事務所運営等についての助言をいつでも求められるようにし、事件の共同受任も積極的に行っていただくよう、指導担当弁護士に要請している。			
33 長崎県								
34 大分県			●メーリングリストあり					
35 熊本県								
36 鹿児島県								
37 宮崎県								
38 沖縄								
39 仙台								
40 福島県								●即独PTを設置した。
41 山形県	新規登録等支援委員会	●新規登録等支援委員会規則、新規登録弁護士研修規則、新規登録弁護士研修規則に基づいた研修を実施。			●個別に相談があつたときには委員会での対応。	●即時独立開業弁護士に対して、2名の個別指導弁護士を付ける。		
42 岩手	新規登録弁護士等対応委員会							●基本的には個別に相談があつた時点で具体的な対応を検討する。
43 秋田								

